

盛岡広域振興局長告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、岩手山麓土地改良区連合（岩手郡滝沢村）から清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成24年12月7日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

伊東徳也	盛岡市土淵字幅17番地
井上良一	岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢36番地2
沼田久	盛岡市玉山区洪民字駅29番地
小綿昭一	川崎字上川崎25番地4
太田薫	玉山字城内42番地
田沼齊	岩手郡滝沢村大釜字吉水19番地イ号
大森泰英	滝沢字妻の神154番地
齊藤憲太郎	篠木字荒屋7番地1
長内作榮	鶉飼字下鶉飼89番地2